

二級河川に設置されているダムの洪水調節機能協議会設置について

令和 4 年 6 月 10 日

1 部会設置要旨

令和 3 年 7 月 15 日付けで「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が施行され、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が一部改正された。

改正後の河川法第 51 条の 3 に基づき、二級河川に設置されているダムの洪水調節機能の向上に必要な協議を行うため、現行の広島県大規模氾濫時の減災対策協議会における「ダム部会」を承継し、「ダム洪水調節機能部会（以下、「部会」とする。）」として設置する。

2 部会員（案）〔減災対策協議会ダム部会員と同一〕

※別紙のとおり

また、ダム洪水調節機能部会設置要綱第 3 条 5 項に定める降雨の予測精度の向上や、降雨予測等に関する情報共有の観点から、新たに気象庁広島地方気象台に構成員として参画していただくこととする。

3 部会設置における対応（案）

(1) 減災対策協議会規約の改正

減災対策協議会規約第 8 条（ダム部会）を別紙「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会規約（改正案）」のとおり改正する。

(2) 部会設置要綱の策定

別紙「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会設置要綱（案）」のとおり策定する。

なお、現行「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会ダム部会設置要綱」については、廃止する。

4 部会設置までのスケジュール（案）

別紙「広島県大規模氾濫時の減災対策協議会におけるダム洪水調節機能部会設置におけるスケジュール（案）」のとおり

5 一級河川に設置されているダムの洪水調節機能協議会設置状況について

水系名	設置日	設置方法
太田川水系	令和 3 年 11 月 30 日	減災対策協議会ダム部会を承継し、ダム洪水調節機能部会を設置
小瀬川水系	令和 3 年 11 月 30 日	減災対策協議会ダム部会を承継し、ダム洪水調節機能部会を設置
芦田川水系	令和 3 年 9 月 30 日	減災対策協議会とは別にダム洪水調節機能調節協議会を設置
江の川水系（上流）	令和 3 年 11 月 30 日	減災対策協議会とは別にダム洪水調節機能調節協議会を設置
高梁川水系	令和 3 年 11 月 30 日	減災対策協議会ダム部会を承継し、ダム洪水調節機能部会を設置

部会員 (案)

○西部建設事務所管内【西ブロック】

- 1 河川管理者
広島県土木建築局
- 2 ダム管理者
 - (1)八幡川水系
広島県土木建築局 (魚切ダム, 梶毛ダム)
- 3 利水者
 - (1)八幡川水系
広島県企業局 (魚切ダム)
株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス (魚切ダム)
- 4 関係機関
気象庁広島地方気象台

○西部建設事務所管内【東ブロック】

- 1 河川管理者
広島県土木建築局
- 2 ダム管理者
 - (1)野呂川水系
広島県土木建築局 (野呂川ダム)
 - (2)沼田川水系
広島県土木建築局 (棕梨ダム, 福富ダム)
 - (3)賀茂川水系
広島県土木建築局 (仁賀ダム)
東広島市 (千丈ヶ原ダム)
 - (4)黒瀬川水系
中国電力株式会社 (二級ダム)
呉市 (三永ダム)
 - (5)二河川水系
呉市 (本庄ダム)
- 3 利水者
 - (1)沼田川水系
広島県企業局 (棕梨ダム, 福富ダム)
三原市 (棕梨ダム, 福富ダム)
東広島市 (福富ダム)
中国電力株式会社 (棕梨ダム)
 - (2)黒瀬川水系
呉市 (二級ダム)
- 4 関係機関
気象庁広島地方気象台

○東部建設事務所管内

- 1 河川管理者
広島県土木建築局
- 2 ダム管理者
 - (1)沼田川水系
三原市 (三河ダム)
 - (2)藤井川水系
藤井川沿岸土地改良区 (竜泉寺ダム)

3 利水者

(1) 藤井川水系

広島県企業局（竜泉寺ダム）

4 関係機関

気象庁広島地方气象台

(参考法令)

河川法 (昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号)

(ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 関係都道府県知事
- 四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調った事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の三 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

2 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 前条第三項から第七項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(参考)

治水協定対象ダム【二級河川（県管理）】

ブロック	水系名	河川名	ダム名	ダム管理者	目的（協定者）	協定期間	
西部 (西)	八幡川	八幡川	魚切ダム	広島県	多目的 上水(県企業局) 発電(株)エネギア・ソリューション・アンド・サービス	8月25日	
			梶毛ダム	広島県			治水
西部 (東)	二河川	二河川	本庄ダム	呉市	上水(呉市) 工業用水(呉市)	8月31日	
	黒瀬川	黒瀬川	二級ダム	中国電力(株)	多目的 工業用水(呉市) 発電(中国電力(株))	8月31日	
			三永ダム	呉市			工業用水(呉市)
	野呂川	野呂川	野呂川ダム	広島県	治水	—※	
	賀茂川	賀茂川	仁賀ダム	広島県	治水	8月25日	
葛子川		千丈ヶ原ダム	東広島市	農業用水			
東部	沼田川	棕梨川	棕梨ダム	広島県	多目的 上水(県企業局, 三原市) 工業用水(県企業局) 発電(中国電力(株))	8月31日	
		沼田川	福富ダム	広島県			多目的 上水(県企業局, 三原市, 東広島市)
		大草川	三河ダム	三原市			
	藤井川	木門田川	竜泉寺ダム	藤井川沿岸土地改良区	上水(県企業局) 農業用水(藤井川沿岸土地改良区)	8月25日	
3ブロック	7水系	10河川	12ダム (うち県管理7ダム)	5者	8者		

※ 野呂川については、関係利水者がいないため、治水協定は必要ないが、他の水系と同様に事前放流は実施する。